

Pick up!

新しい日常 (テレワークなど)と 企業秘密管理

一会社のヒミツを守るにはー

INPIT (独立行政法人 工業所有権情報・研修館) “営業秘密 110番”

知的財産戦略アドバイザー 小原 荘平



在宅勤務に潜むリスク

3か月ほど前に見たTVの討論会で、下町の信用組合幹部が「コロナ禍後は、以前の生活に戻るのではなく、3~5年後の社会が一足飛びに到来するだろう」と語っていました。

感染防止対策として、多くの企業が在宅勤務の実施に踏み切らざるを得ず、従業員の業務環境が激変したことも、そのひとつと言えるでしょう。本稿では、急速に拡大している在宅勤務(テレワーク)を実施する際に「注意すべき事項」について、お伝えします。



テレワーク導入の際に考慮すべき事項

『経営者』が行うべきこと

- ① テレワークの実施を考慮した就業規則、情報セキュリティポリシーを定める
- ② 取り扱う情報について重要度に応じたレベル分けをし、テレワーク等での利用可否と、利用可とする際の取り扱い方法を定める
- ③ 万が一事故が起こった場合の連絡体制を整備する

『システム管理者』が行うべきこと

- ① SNS等の利用ルール、Web会議システム、クラウドサービスなどの利用ルールを策定し、情報漏洩につながり得る使用を禁止する

『テレワーク等実施者(従業員本人)』が行うべきこと

- ① 定められたルールを守って業務を行う
- ② 不審メールに普段以上に注意を払い、リンクに安易に接続しない
- ③ 端末や記録媒体(USBメモリ等)等の盗難に留意する
- ④ SNS、Web会議、無料Wifi等は、利用方法によって情報漏洩のおそれがあることを認識し、定められたルールを守る
- ⑤ 事故が生じた場合の連絡手段を確認する

テレワークに関する主要対策の例(総務省ガイドラインを参考に作成)

必要に迫られ、急遽テレワークを導入した企業では、まず、サイバーセキュリティなどの観点から最低限上記の対策などを実施することが必要です。もちろん必要な事項はこれだけではありません。欄外【参考資料①】に、さらに詳しい記載がありますので、ぜひご確認ください。

テレワーク開始にあたっては、従来型の勤務を想定して作成された既存の社内規則に加え、必要な場合には秘密情報の自宅(社外)への持ち帰りを認めつつ、その場合のルールを定めることが必要です。そして「適切なアクセス権者の設定」「秘密情報が含まれる書類・媒体へのマル秘表示、電子ファイル(フォルダ)へのID・パスワード設定」なども確実に実施してください。これらは、営業秘密管理において最も重要な要件である「秘密管理性」にも共通の必要条件です。

したがって、これまでの通常業務で、営業秘密管理をしていない企業(組織)が、時勢に流され、ルールを決めずに、いきなりテレワークを実施してしまっているのは、「ひびょうに危険な状態」といえます。いま一度、あなたの会社の現状を見直してみましょう。

【参考資料】 ①テレワークセキュリティガイドライン 第4版 平成30年4月(総務省)
②テレワーク時における秘密情報管理のポイント 令和 2年5月(経産省)

※ 尚、本稿の意見は、著者個人の見解で、著者が属する組織の見解ではありません

あきた企業活性化センターからのお知らせ

品質・安全管理の オーダーメイド研修に 取り組みませんか?

講師



40年にわたりトヨタグループでの品質管理経験を持つプロジェクトマネージャー上林が、オーダーメイドで研修をプロデュースします。新型コロナによる生産調整等で人員や生産状況に余裕がある今こそ、品質・安全管理に関する社員教育に取り組んでみませんか?



プロジェクトマネージャー
上林 雅樹

プロフィール

1975年	関東自動車工業株式会社入社	2011年	品質管理部次長
	横須賀工場品質管理部技術課に配属	2014年3月	トヨタ自動車東日本退職
1992年	岩手工場品質管理部品質技術員室異動	2014年4月~	あきた企業活性化センター
2008年	品質管理部品質技術員室長		

- 対象/秋田県内の輸送機関連を中心としたものづくり企業
素材・材料、鋳造・鍛造・ダイカスト、機械加工、熱処理、表面処理、プレス・製缶・板金、樹脂・ゴム製品、電気・電子部品、ソフトウェア、組立、金型・治工具、設備・装置 等

上林が講師となり、社員の皆さんに、自ら考え、取り組んでもらう参加型の研修を実施します。内容や日程等につきましては、個別にヒアリングのうえ調整いたしますので、まずはお気軽にお問合せください。

お問合せ先 / 取引振興課 TEL.018-860-5623 FAX.018-860-5612 E-mail: jidosya@bic-akita.or.jp

あきた企業活性化センターからのお知らせ

【知財移動窓口】開催のご案内〈9・10月〉

「遠方で普段なかなか相談に行けない」「タイミングが合いそうだからちょっと聞いてみよう」
「相談するのならやっぱり対面が良いな」とお考えのあなたへ朗報です!
あきた企業活性化センターの『ワンストップ移動相談所』と同時開催。知財のご相談と合わせて、企業経営や創業に関するご相談もできます。お気軽にご利用ください!

知財移動窓口 9・10月開設予定 時間は各回11:00~15:00

- | | | | |
|--------|----------|---------|---------|
| 9月 1日 | 北秋田地域振興局 | 10月 6日 | 雄勝地域振興局 |
| 9月 8日 | 平鹿地域振興局 | 10月 13日 | 由利地域振興局 |
| 9月 15日 | 鹿角地域振興局 | 10月 20日 | 鹿角地域振興局 |
| 9月 23日 | 仙北地域振興局 | 10月 27日 | 平鹿地域振興局 |
| 9月 29日 | 山本地域振興局 | | |

わたしたち窓口支援担当者がアドバイスします!



お問合せ先・申込み先 / INPIT秋田県知財総合支援窓口 受付時間/ 平日8:30~17:15
知財・デザイン支援課 TEL.018-860-5614

